

# 舟形町の保健福祉サービス（ひとり親編）

## 1. 母子・寡婦福祉資金

サービスの内容	母子・寡婦世帯の生活維持・向上、日常生活援助を目的とした貸付事業を行います。
貸付の種類	①事業開始 ②事業継続 ③修学（高校・専修学校・短大・大学） 修学支度（小～高校・専修学校・短大・大学） ④技能習得 ⑤修業 ⑥医療介護 ⑦生活（冠婚葬祭の費用等） ⑧住宅（改修費用等） ⑨転居 ⑩結婚 ⑪特例児童扶養 ⑫就職支度
貸付利率	◇下記以外は無利子 （⑦生活⑧住宅⑨転居⑩結婚は年利 1.5%）
その他	保証人 1 名必要（県内在住で 65 歳未満の方） ※町税及び町の公共料金等の滞納がない方
問合せ先	健康福祉課 福祉係 TEL 32-2111（内線334・335）

## 2. ひとり親医療証

内容	ひとり親の世帯で 19 歳未満までの子どもとその親の医療保険該当分の医療費が免除されます。※自費分は非該当となります。
支給要件	<以下のすべてに該当する方> □舟形町在住で児童を養育している。 □扶養者の前年の所得に、所得税が課税されていない。
問合せ先	健康福祉課 福祉係 TEL 32-2111（内線334・335）

## 3. 家庭児童・母子相談

- ①家庭児童相談：養育問題、障がい、児童虐待等の相談
  - ②母子相談：母子・寡婦家庭の生活、教育等の相談、貸付相談
  - ③婦人相談：DV（配偶者からの暴力）、離婚相談等
- ※①は家庭児童相談員、②は母子自立支援員が対応します。

## 4. 母子福祉に関する問合せ先

- ◇健康福祉課 福祉係  
TEL 32-2111（内線334・335）
- ◇最上総合支庁 子ども家庭支援課 相談員  
TEL 29-1245

